

児童扶養手当受給者等に関する聞き取り調書										
証 書 番 号					受給者等氏名					
面 接 日 時					面 接 場 所					
町村役場課名等					面 接 者 氏 名					
面 接 的 目 的		令和 年 月 日に第 子 （ を出産しており ） 事実婚の有無を確認するため の出産予定があり								
相手の男性との交際期間			年 月 頃 ～ 年 月 頃							
相 手 の 男 性 に つ い て			氏 名		妻 子 の 有 無		あ り ・ な し			
			居 住 地		職 業		年 齢			
交 際 当 時 の 状 況	受給者宅への訪問の有無		あ り ・ な し（外で会うのみ）							
	訪問がある場合その回数		回位／月 ・ 回位／週							
	生 計 費 の 援 助 の 有 無		あ り ・ な し		援助ある場合の金額		月 円位			
	生 計 維 持 の 方 法		受 給 者 の 職 業		月 収 円位					
			前夫からの養育費		あ り 月 円位 ・ な し					
			実家からの援助		あ り 月 円位 ・ な し					
			他		家 賃 月 円位					
現 在 の 状 況	受給者宅への訪問の有無		あ り ・ な し（外で会うのみ）							
	訪問がある場合その回数		回位／月 ・ 回位／週							
	生 計 費 の 援 助 の 有 無		あ り ・ な し		援助ある場合の金額		月 円位			
	生 計 維 持 の 方 法		受 給 者 の 職 業				月 収		円位	
			前夫からの養育費		あ り 月 円位 ・ な し					
			実家からの援助		あ り 月 円位 ・ な し					
			他		家 賃 月 円位					
将 来	認 知 の 予 定 の 有 無		あ り ・ な し							
	相手男性と婚姻の予定		あ り（予定日 ） ・ な し							
その他										
以上のことに相違ありません。 令和 年 月 日 報 告 者 氏 名 _____ 印										

聞き取りについて（受給者出産等）

《聞き取りについて》

1. この聞き取り調査は、児童扶養手当法に基づき行うものです。

○児童手当法施行令第10条（町村長が行う事務）

- 1 法第6条（認定請求）に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 2 法第8条第1項（額改定）に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 3 法第28条（他届出関係）に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務

《聞き取り時の注意》

1. 調書内容で本人が回答しづらい（男性の氏名等）質問事項すべてに回答いただく必要はありません。
ただし、事実婚があるかないかの確認は必要ですので、現在の状況において、相手男性が既婚であるか未婚であるかを問わず、定期的な訪問があるか、定期的な援助はあるかということについては聞き取りは必要です。

↓

定期的な訪問かつ援助があれば事実婚とみなし、その時点から喪失します。

2. 聞き取りに際してはプライバシーに配慮して窓口から別室等に移動し、トラブルをさけるため、複数の担当者の立ち会いをお願いします。

《聞き取り結果について》

○入籍以前に事実婚がある場合

→喪失日は、事実婚発生の日となります。
必要書類は、資格喪失届、証書、聞き取り調書、事実を確認できる書類{戸籍（公用）、住民票など}です。ただし、町村で確認できる場合は、調書に記載したうえで、省略可

○入籍及び同居以前に事実婚がない場合

→喪失日は、入籍及び同居日のどちらか早い方となります。
必要な書類は、資格喪失届、証書、聞き取り調書、事実を確認できる書類{戸籍（公用）、住民票など}です。ただし、町村で確認できる場合は、調書に記載したうえで、省略可

○事実婚がない場合

→児童出生していれば、以下の書類を提出
必要書類は、額改定請求書、住民票内容確認書及び出生児童戸籍、証書、聞き取り調書
事実婚解消等調書

→児童出生予定であれば、出産後、額改定請求書を提出

○他、判別が不可能な場合

→県へご連絡ください。

《聞き取り調書の作成について》

1. 聞き取り調書の作成者は、報告書の下部分に相違ない旨、署名押印してください。
2. 聞き取り調書は、提出される届出とともに、県へ提出してください。